

横浜市ひとり親家庭自立支援計画（平成 30 年度～34 年度）の策定について

1 ひとり親家庭自立支援計画

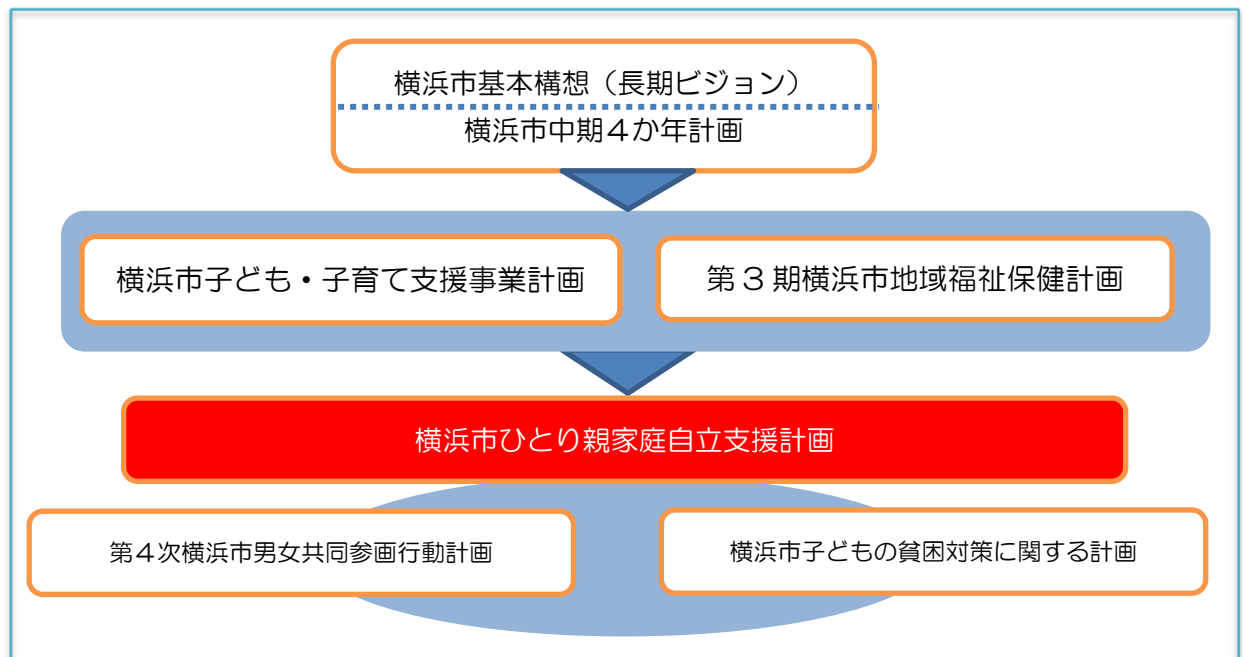
(1) 横浜市の計画策定経緯

本市では、様々な困難に直面しているひとり親家庭に対し、福祉サービスや自立支援のための施策が総合的かつ計画的に展開し、効果的に機能するよう、これまでに3回（第1期：平成15年度～19年度、第2期：20年度～24年度、第3期：25年度～29年度）、それぞれの5か年間の「自立支援計画」を策定し、ひとり親家庭の支援を進めてきました。

現計画の最終年度にあたりますので、引き続き、第4期目となる次期計画（30年度～34年度）を策定します。

(2) 計画の位置づけ

子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法に基づき平成26年度に策定した「横浜市子ども・子育て支援事業計画」や、27年度に策定した「横浜市子どもの貧困対策に関する計画」などとの整合性を図り、母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条に規定する自立支援計画として、ひとり親の自立支援に向けた取組に対する本市としての基本方針、基本目標や具体的計画を定めるものです。



(3) 計画の対象者

ひとり親家庭（母又は父と20歳未満の児童がいる世帯で、同居の親族がいる場合を含む。）及び寡婦（かつて母子家庭の母であって、現在も配偶者のない状態にある方）

※参考 国勢調査結果によるひとり親家庭世帯数

（単位：世帯）	22年	27年
母子世帯	24,311	22,803
父子世帯	4,566	3,588
合計	28,877	26,391

2 計画策定に向けた検討状況

(1) ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会

学識経験者や、ひとり親家庭に対する支援に関わっている方から、様々なご意見を伺うため、ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会を開催しています。29年3月から30年2月までに4回程度の開催を予定しています。

(2) 実態把握のための調査

29年5月から8月まで、本市のひとり親家庭の実態を把握するため、ひとり親家庭に対し郵送方式によるアンケート調査を行うとともに、今回から支援者団体・当事者団体へのヒアリングを実施しています。

○ ひとり親家庭へのアンケート調査

目的	ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握
対象及び人数	○ 住民基本台帳から27年の国勢調査上の横浜市の母子世帯の15%、父子世帯の45%を抽出率として、無作為抽出。 ○ 3,600世帯（母子世帯2,600世帯、父子世帯1,000世帯）
調査方法	郵送配布・郵送回収（回収率：32.9%）
調査項目	①世帯の状況、②仕事と収入の状況、③福祉制度の認知・利用状況、④資格や技能の取得状況、⑤子どもの状況、⑥現在の生活状況 全42問
実施期間	29年5月19日～6月5日

○ 支援者団体・当事者団体へのヒアリング実施

目的	ひとり親家庭の子どもや家庭の生活像や支援ニーズの把握
対象	○支援者側 民生委員・児童委員、市社会福祉協議会、区役所、母子生活支援施設、ひとり親家庭への支援事業受託法人、児童家庭支援センター、地域子育て支援拠点、保育園・幼稚園、小中学校、男女共同参画推進協会、ひとり親家庭の支援活動をしているNPOなどの法人 ○当事者側 横浜市母子寡婦福祉会、ひとり親家庭当事者団体のNPO法人
調査方法	ヒアリング
調査項目	① ひとり親家庭の状況、親・子どもの様子 ② ひとり親家庭を支援する上で困難に感じていること ③ ひとり親家庭への支援として有効と考える支援 ④ 近年の支援ニーズ等の変化で実感すること ⑤ 今後より一層必要と考えられる支援の内容 等
実施期間	29年6月～8月

3 計画策定スケジュール（予定）

29年3月～30年2月	ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会開催（4回程度）
29年5月～8月	実態把握のための調査
29年12月	29年第4回市会定例会で計画素案について御説明
29年12月～30年1月	市民意見募集
30年2月～3月	30年第1回市会定例会で計画原案について御説明
30年3月	計画の策定（予定）

1 計画策定の趣旨

(1) 計画の位置づけ

- 平成14年「母子及び寡婦福祉法」改正により、都道府県や指定都市等で策定をすることとされています。
- 本市では、過去2回（第1期：平成15年度～19年度、第2期：平成20年度～24年度）「母子家庭等自立支援計画」を策定し、今回で3期目（平成25年度～29年度）の計画となります。
- ひとり親家庭の実態調査を踏まえ、有識者や関係者で構成する「ひとり親家庭自立支援計画策定連絡会」（以下「連絡会」）において計画内容を検討し、市民意見公募を経て策定しました。
- ※この計画では、父子家庭も対象としているため、今回から計画の名称を「ひとり親家庭自立支援計画」に改めています。

(2) 基本方針

- 児童の健全な成長が確保されるよう、ひとり親家庭の自立を支援することにより、その世帯の生活の安定と向上を図ることを目的として策定しました。

2 ひとり親家庭の現状と課題

「平成24年度横浜市母子家庭等実態調査」の結果も踏まえ、連絡会での検討を経て、次のとおり、ひとり親家庭の現状と課題を明確にしました。

◆子育てや生活支援



○ひとり親は、一人で生計の維持と子育てを担う負担を抱え、安定した生活を図るため**仕事と子育てとの両立を図ることに苦勞**しており、幼児や学齡児を育てる世帯も多く、**家事援助や、保育、放課後等の支援の充実が課題**となっています。



○DVや児童虐待の問題、**疾病や障害、親の健康状態など**、ひとり親は様々な課題を抱えており、特に、親の健康問題は、多くの支援機関から注目されており、約4分の1のひとり親は、健康状態に課題を抱えています。

◆就業の支援



○母子家庭の85%、父子家庭の91%が就労していますが、母子家庭の母は、パート、嘱託等の非正規職員は50%を超え、**収入、就業形態、雇用環境、子育てとの両立など、本人の希望する職業とのマッチングなど課題**があります。

◆経済的支援



○母子家庭の約4割が児童扶養手当、養育費等を含む年間の総収入で300万円未満に留まり、多くの人が**ひとり親家庭になって困ったこととして「生活費が不足している」と**答えています。

◆養育費確保の支援



○離婚等によりひとり親家庭の子どもへ支払われるべき**養育費について、半数近くの世帯で取り決めがなく、養育費確保の浸透に向けて、普及・啓発活動の強化が必要**となっています。

◆相談・情報提供



○区役所、関係支援機関等での相談窓口、自立支援給付金等の国庫補助事業の他、特別乗車券交付など、様々な支援の充実を図ってきました。しかし、**認知度が低く利用が低調な制度もあり、効果的な情報提供が求められています**。また、**相談支援の窓口が行政、民間機関など分散していることもあり、個々の家庭状況に応じて適切な機関へつながることが課題**となっています。

◆子どもへのサポート



○DVや児童虐待等により心のケアが必要な子どももおり、また、就業のため、親が子育ての時間を取れず、親子の関わりが少ない状況も考えられます。子どもの心身の健やかな成長のため、**学習支援や面会交流支援など、子ども自身への支援の充実が課題**となっています。

3 基本的な視点

これまでの計画を振り返り、ひとり親家庭の現状と課題を踏まえ、計画を推進するにあたり次の5点を基本的な視点として位置づけます。

1 子育てや生活支援から就業支援までの総合的支援

従来の計画でも進めてきた生活費の確保や資格取得、職業紹介等の就業支援だけでなく、**子育てや心身の健康、家事などの生活支援から就業支援までの総合的支援を充実させます**。

2 ニーズに応じた適切な相談支援

様々な課題を抱えた家族の個々のニーズを踏まえ、一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、**適切な相談や情報提供体制を充実させます**。

3 積極的な情報提供

支援制度が知られていないため利用に至らない現状があるため、**わかりやすく、身近で利用しやすい制度案内を父子家庭を含めて、積極的な情報提供に取り組みます**。

4 当事者同士の交流と支援者の連携

当事者同士の交流や仲間づくりに取り組むと共に、**支援機関・団体等が相互に連携し、ひとり親家庭が孤立せず、地域の中で温かく見守られながら、自立を目指すことを支援**します。

5 子どもへの支援

親との離死別やDV・児童虐待等により受ける子どもの心理的影響にも配慮しながら、**貧困の連鎖を防ぐための学習支援や子どもの希望を尊重したうえでの親との面会交流支援など、子どもが健全に育つための、子どもの視点に立った、子ども自身への支援を進めます**。

4 主な取組内容

基本的な視点を踏まえ、次の具体的な取組みを推進します。※< >は「3基本的視点」の項目番号

◆子育てや生活支援 <1>

- ・ヘルパー派遣事業における保育園への送迎の付き添いや、**子育て短期支援事業における児童家庭支援センター等での子どもの預かり**を実施。
- ・公営住宅への優先入居や民間住宅への入居支援、子育てりふいで賃貸住宅への家賃補助を実施。

◆就業の支援 <1>

- ・母子家庭等就業・自立支援センターに就労支援員を配置し、就職活動の仕方から職業紹介まで、一人ひとりの状況に応じたマンツーマンでの就労支援を実施。
- ・区役所内に**ジョブスポット**を設置し、身近な場所での迅速な求人情報を提供。

◆経済的支援 <1>

- ・児童扶養手当、児童手当や医療費助成など、生活維持のための経済的給付に関する制度周知を実施。
- ・経済的負担の軽減のため、市内バス、市営地下鉄等の利用を対象とした特別乗車券を交付。

◆養育費確保の支援 <1>

- ・養育費の確保のためのパンフレット等により制度周知を強化（離婚前からの意識付けや離婚時の取決め）
- ・両親の養育費の取り決めや**面会交流について**、弁護士による無料法律相談や研修等を実施。

◆相談・情報提供 <2、3、4>

- ・区役所こども家庭支援課、戸籍課等に**名刺大の情報提供カード**を配置。
- ・一般の子育て等の施策とひとり親家庭への施策を組み合わせることなどにより、**適切な相談や情報提供体制を充実**。

◆子どもへのサポート <5>

- ・学習意欲の醸成などを目的に、経済的困窮状態にある等、**養育環境に課題があり支援を必要とするひとり親家庭の子どもに対する学習支援**を実施。

横浜市ひとり親世帯アンケート調査結果（速報）

1 調査の概要

(1) 調査目的 ひとり親家庭の生活実態に関する基礎的データの把握のため

(2) 調査期間・方法

平成 29 年 5 月 19 日から平成 29 年 6 月 5 日まで郵送配布・郵送回収により調査

(3) 調査対象・回収状況

住民基本台帳から平成 27 年の国勢調査上の横浜市の母子家庭の 15%、父子家庭の 45%を抽出率として、無作為抽出した。

	調査票送付数	調査票回収数	調査票回収率	調査対象該当数	調査対象該当率
母子家庭	2,600	903	34.7%	736	28.3%
父子家庭	1,000	283	28.3%	245	24.5%
合計	3,600	1,186	32.9%	981	27.3%

2 結果の概要

()内は、平成 24 年度前回調査

		母子世帯	父子世帯	全体
1 ひとり親になった理由	離別	77.0% (79.0%)	64.5% (83.3%)	73.9% (79.2%)
	死別	10.2% (9.9%)	31.0% (11.9%)	15.4% (10.0%)
	未婚	7.5% (6.4%)	0.4% (0%)	5.7% (6.1%)
	別居、その他	5.3% (4.7%)	4.1% (4.8%)	5.0% (4.7%)
2 住居の状況	賃貸住宅	46.8% (54.2%)	27.0% (23.9%)	41.7% (52.7%)
	持ち家	21.6% (23.5%)	49.4% (61.9%)	28.5% (25.4%)
	本人以外の名義の持ち家	25.4% (-)	18.8% (-)	23.8% (-)
	会社の社宅等、その他	6.2% (-)	4.8% (-)	5.9% (-)
	1 か月あたりの住居費	6.7万円	9.2万円	7.4万円
3 平均年間世帯総収入	361万円 (331万円)	643万円 (571万円)	432万円 (344万円)	
4 平均年間就労収入	295万円 (263万円)	615万円 (543万円)	379万円 (279万円)	
5 就業率	86.3% (84.7%)	89.4% (90.5%)	87.1% (85.0%)	
6 就業形態	正社員・正規職員	44.6% (41.9%)	66.2% (76.3%)	50.1% (43.8%)
	パート・アルバイト	34.6% (38.6%)	2.7% (5.3%)	26.5% (36.8%)
	嘱託・契約社員・準社員・臨時職員	9.0% (11.8%)	7.8% (5.3%)	8.7% (11.4%)
	人材派遣会社の派遣社員	5.0% (3.6%)	0.5% (0%)	3.9% (3.4%)
	自営業主 (商店主・農業など)	5.0% (2.6%)	13.2% (13.1%)	7.1% (3.1%)
	会社などの役員	0.5% (-)	8.2% (-)	2.5% (-)
	自家営業の手伝い、その他	1.3% (1.5%)	1.4% (0%)	1.2% (1.5%)
7 平均就業時間	33時間 (36時間)	41時間 (50時間)	35時間 (37時間)	
8 職種	上位 1 位	事務的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事	事務的な仕事
	上位 2 位	専門知識・技術をいかした仕事	管理的な仕事	専門知識・技術をいかした仕事
	上位 3 位	サービスの仕事 (資格なし)	建設の仕事	サービスの仕事 (資格なし)
9 副業率	8.3%	2.3%	6.8%	
10 養育費	取り決め率	47.2% (45.0%)	34.3% (18.9%)	44.6% (43.6%)
	受給率 (※)	45.5%	11.9%	38.6%
	1 か月あたりの受給額 (※)	5.8万円	2.3万円	5.5万円
11 面会交流	取り決め率	30.4%	36.1%	31.6%
	実施率 (※)	58.3%	62.7%	59.2%

※過去に受給または実施していた場合を含む。

(下線は今回調査で初めて質問した内容)

(1) ひとり親家庭の世帯状況について

ア 就業・収入について

- ひとり親家庭の就業率は高く、母子家庭の就業率は86.3%、父子家庭の就業率は89.4%となっており、前回調査から大きな変化はありません。
- 母子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が44.6%となっていますが、「パート・アルバイト」(34.6%)、「嘱託・契約社員・準社員・臨時職員」(9.0%)、「人材派遣会社の派遣社員」(5.0%)を合わせた非正規職員は半数となっています。一方、父子家庭の就業形態は、「正社員・正規職員」が66.2%となっていますが、母子家庭と比べ、「自営業主」(13.2%)や「会社などの役員」(8.2%)の割合が高くなっています。
- 副業の実施状況については、ダブルワークをしている母子家庭は8.2%、父子家庭は1.8%となっています。また、トリプルワークをしている母子家庭は0.2%、父子家庭は0.5%となっています。
- 年間の世帯総収入(児童扶養手当、養育費等を含む)の全体平均は432万円ですが、母子家庭のみでは約4割が300万円未満となっています。母子家庭の平均収入は361万円、前回調査の331万円から大きな変化はありませんが、父子家庭の平均収入は643万円、前回調査の571万円から増加しています。
また、平成28年国民生活基礎調査によると、「児童のいる世帯」の平均所得額は708万円となっており、ひとり親家庭の収入が低いことがわかります。特に、稼働収入については、「児童のいる世帯」647万円に対して、本市の母子家庭は295万円、父子家庭は615万円となっていて、母子家庭が非常に低いことがわかります。

イ 住居について

- 母子家庭は46.8%が賃貸住宅(「民間の賃貸住宅」、「市営・県営団地」、「公団住宅」)に住んでいますが、父子家庭は49.4%が持家に住んでいます。
- 住居費については全体で73.1%が負担しており、母子家庭の平均住居費は6.7万円、父子家庭の平均住居費は9.2万円となっています。

ウ 養育費について

- 養育費について取り決めをしている世帯(「取り決めをしている」、「子によって違う」)は44.6%で、前回調査とほぼ同じです。養育費の受給状況については、「現在も受けている」が27.0%、「受けたことがあるが現在は受けていない」が11.6%となっています。
- 養育費の受給額については、全体平均は月額5.5万円ですが、母子家庭では月額5.8万円、父子家庭は月額2.3万円となっています。

エ 面会交流について

- 面会交流について取り決めをしていない世帯は62.7%です。面会交流の取り決めをしていない理由は、母子家庭では「相手と関わり合いたくないから」が41.6%と最も多く、父子家庭では「取り決めをしなくても交流できるから」が43.3%と最も多くなっています。

(2) ひとり親家庭の子どもについて

ア 小学生の放課後の居場所について

- 小学生の子どもが放課後(19時まで)に過ごしている場所は、「自宅」が61.7%と最も多くなっています。

- 1週間のうち、19時以降に子どもだけで留守番する頻度については、「ほとんどない」が71.0%と最も多くなっています。

イ 子どものことで悩んでいることについて

- 現在、特に悩んでいることについては、「子どもの教育費の負担」が最も多く、母子家庭では40.6%、父子家庭では20.0%となっています。次いで「子どもの進学や受験のこと」が母子家庭では16.8%、父子家庭では19.6%となっています。

(3) ひとり親家庭になったときに困ったこと

- ひとり親家庭になったときに困ったこととして、「生活費が不足している」が57.6%で、次いで「炊事洗濯等の日常の家事ができない」38.9%となっています。

母子・父子家庭別にみると、父子家庭では母子家庭に比べ、「炊事洗濯等の日常の家事ができない」の割合が高くなっています。

また、アンケート調査の回答時点現在で困っていることについて、「生活費が不足している」については、39.6%と多くの方が挙げており、ひとり親となって時間が経過しても困っていることがわかります。

(4) 福祉制度の認知状況

- 福祉制度の認知状況については、「区役所福祉関連窓口」(71.2%)、「児童相談所」(84.3%)、「公共職業安定所(ハローワーク)」(91.3%)、「市営住宅」(82.0%)、「児童扶養手当」(91.4%)、「ひとり親家庭等医療費助成」(75.8%)、「就学援助」(70.7%)、「生活保護」(90.5%)、「バス・地下鉄等の特別乗車券交付」(73.0%)の認知度は高くなっています。

- 「ジョブスポット」(12.6%)、「母子・父子家庭高等職業訓練促進給付金」(16.5%)、「ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援」(8.6%)、「民間住宅あんしん入居」(9.8%)、「子育て短期支援事業」(10.1%)、「寄り添い型学習支援・寄り添い型生活支援」(7.7%)、「夜間電話相談」(13.0%)の認知度は低くなっています。

- 福祉制度を知った方法については、「区役所の相談窓口」(50.2%)、「ひとり親家庭のしおり」(40.6%)、「横浜市のホームページ」(19.2%)といった行政の広報が多くなっていますが、「友人・知人」の割合も17.2%となっています。

- 様々な福祉制度について利用したかったが利用できなかった理由については、「利用したかった時に制度を知らなかったから」が42.1%で最も多くなっています。

- 「ひとり親サポートよこはま」の連絡先を載せた情報カードを平成26年10月から区役所の窓口で配布していますが、認知度は14.9%となっています。

(5) 相談相手について

- 相談相手がいる母子家庭は74.9%、父子家庭は49.8%となっています。相談相手が欲しい母子家庭は12.6%、父子家庭は20.4%となっています。

- ひとり親の方や、そのお子さん同士が交流できるイベントやサークル活動があった場合、参加してみたい母子家庭は22.3%、父子家庭は29.4%と、父子家庭の方が高くなっています。

